○財務省令第九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令等の一部を改正する省令

（外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令の一部改正）

第一条　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

（外国為替に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一から第三まで及び第五から第二十一までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第三条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の国又は地域名欄中「セントクリストファー・ネーヴィス」を「セントクリストファー・ネービス」に、「カーボヴェルデ」を「カーボベルデ」に、「スワジランド」を「エスワティニ」に改める。

別紙様式第一から第四まで、第六から第八まで、第十三から第十六まで、第十九、第二十一、第二十二、第二十五から第二十九まで、第三十一及び第三十二の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第三十三及び第三十四の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「スワジランド」を「エスワティニ」に改める。

別紙様式第三十六から第四十一まで、第四十三、第四十五から第四十九まで及び第五十一から第五十四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部改正）

第四条　外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

証票の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省・農林水産省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令の一部を改正する省令

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成二十一年財務省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第８条関係） （図　略） 備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ２　（略）	別記様式（第８条関係） （図　略） 備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。 ２　（略）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○農林水産省
経済産業省
国土交通省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく特定事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく特定事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく特定事業計画の認定等に関する省令（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二から様式第六までの様式中「平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。